

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年11月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー川内店

薩摩川内市西向田町15番地10

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和元年7月5日

3 意見の概要

- (1) 騒音規制法又は騒音振動法に基づく特定建設作業実施届出を、作業開始7日前までに市環境課へ届け出ること。
- (2) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。また、これらに関する苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。